

第22期 第25回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年7月14日（金）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員 会長代理	二本柳 勝
	〃	富 田 由 廣
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	坂 岡 正 彦
〃	堤 静 子	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	三八地方水産事務所 所長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第25回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第25回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、南谷委員と竹林委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、裏面を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

漁業種類は、なまこ雑けた網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、東共第45号共同漁業権の行使権者ということで、奥戸漁協ということになっております。

許可すべき船舶の数は1隻となっております。

県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、赤道以北の太平洋での動力漁船によるサケ又はマスを目的とする漁業については、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」により、一部例外を除き営んではならないとされており、青森県でも禁止されておりますが、総トン数10トン未満の漁船には制限がかかっていない状況にあります。

このような制度の中、本県のサケ・マスの再生産親魚の確保等を目的に、県からの依頼により、総トン数10トン未満の動力漁船を使用する秋さけはえなわ漁業の操業を禁止する委員会指示を昭和62年から発動してきているところです。

議案第2号資料1を御覧願います。

県農林水産部長から東部海区会長あてに、当該漁業の制限にかかる委員会指示の発動についての依頼文です。件名及び本文のみ読み上げます。

秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）

本県太平洋海域においていかつり漁業等と操業区域が輻輳するこの漁業について、昨年同様、サケの再生産親魚の確保と、当該海域の漁業秩序の維持を目的として、漁業関係法令により規制対象となっていない10トン未満船による秋さけはえなわ漁業の操業を禁止して頂きたく、漁業法第120条第1項による委員会指示の発動を依頼します。

以上となります。

この裏面は、委員会指示の内容ですが、委員会指示案と同様になりますので、資料2を御覧願います。

今回の依頼を受けての指示案です。読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号。

漁業法第120条第1項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和5年7月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

となっておりますが、年次が更新された他は、昨年と同じ内容となっております。ここで、字句の修正をお願いいたします。

2の操業期間ですが、令和5年8月1日から令和6年2月29日、28を29に訂正願います。

はえなわ試験操業については、昨年は操業予定がなく、内水面研究所において委託手続きが行われていなかったと聞いておりますが、将来の資源動向によっては、操業を再開する可能性があるため、3のただし書きで、試験操業のための除外規定を残しております。

なお、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ないようですので、それでは、御質問、御意見もないようでありますので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」は、指示案のとおり、委員会指示を発動することといたします。

なお、指示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、以上、これをもちまして議事を全て終了し、第22期第25回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時41分